

ヨーロッパにおける刑事訴追制度の 展開とキリスト教

——西欧社会の正統と異端の系譜（1）——

吉 川 直 人

序

ヨーロッパの近代私法と法学の形成は、古代ローマ法の継受（復活、受容）に起源を有する。11世紀イタリアのボローニャ大学を嚆矢として中世後期に創設された諸大学の法学部において、東ローマ帝国で6世紀に編纂された古代ローマ法（コルプス・イウス・キピリス——市民法大全，ローマ法大全，ユスティニアヌス法典）の研究——原典テキストに註釈を加えるという当時の学問に共通する方法をとる——成果を踏まえた法学教育が行なわれた。ローマ法の知識を修得した学識法曹達は、卒業後、専門法律家として行政、司法分野に進出し、ヨーロッパ大陸にローマ法が普及する結果をもたらす⁽¹⁾。

従来ローマ法継受という法現象を観察・分析する際に、私法分野におけるローマ法受容が前面に出ていた。ドイツにおけるローマ法の「包括継受」概念がそうであるように、註釈学派や註解学派の成果に着目する限りこのことは十分了解できることであるが、本来世俗的なローマ法は

(1) ローマ法継受，特に，法学者や学識法曹に関して，河上倫逸「ヨーロッパ法文化社会史」（ミネルヴァ書房）を参照

別の文脈でも継受されていた。諸大学ではローマ法と教会法（カノン法）の両法の研究と教育が行なわれていて、キリスト教会は私法の分野（婚姻⁽²⁾）でいち早くローマ法を採り入れていて、相前後して刑事法分野でもより強い意欲を示すようになる。ローマ法受容は、ローマ教皇を頂点として大司教、司教、司祭から一般信者へと下降するローマカトリック教会にとって、基本的にそのヒエラルヒー構築に必要であったのみならず、その「正統」性（カトリック）を脅かすヨーロッパ各地に登場した多くの「異端」達との闘いのために不可欠であった。⁽³⁾⁽⁴⁾

中世後期から近世にかけての11～14世紀はヨーロッパ激動の時代である。ローマ教皇権の隆盛とイスラム世界との軍事的または文化的対峙（十字軍、12世紀ルネッサンス）、教皇と皇帝・国王達との協働（十字軍）と確執（叙任権闘争）、国民国家の胎動（イギリス、フランス、ドイツ）、ヨーロッパ規模の商業圏の成立と近世都市の勃興と発展は既に知られている。そしてヨーロッパにおける刑事裁判制度の展開（賠償原理から刑罰原理への転換）が生じるのが、この時期であり、ここに、国民国家の形成過程の一断面と、教会と世俗国家のある意味での連携形態

(2) 教会の裁判権は司教座聖堂首席司祭が掌握して暴利行為、婚姻、遺言等を管轄した。教会は、ゲルマン部族法の結婚慣習（掠奪婚やムント婚）に対して、婚姻の本質を男女個人の合意と主張することで介入しようとした。

(3) 西欧の政治と社会の中で宗教が果たす役割を、法学者の立場から、西欧社会の特質として析出、叙述した書に、河上倫逸「多神教社会の日常と法」（見洋書房）がある。

(4) 当時の「異端」という言葉は、自分達と信仰上対立する相手と呼ぶもので、ローマ・カトリック以外でも使用されている。例えば14世紀ローマカトリックを批判したイギリス・オクスフォード大学のジョン・ウィクリフは「一般信徒は、聖職者や説教師達が生の声で述べた知識だけで十分だと嘯く異端者に耳を傾けるべきでない」（ウィクリフ「世俗君主の鑑」）と言う。正統と異端は当時相対的・流動的な概念であり、このことはローマ教皇と教会の権威が、腐敗批判で揺らいでいたことを意味する。

が看取できるのである。

1. 紛争解決における、賠償原理から刑罰原理へ

——ゲルマン部族法典から「神の平和」、ザクセンシュピーゲルへ

フランク王国は、諸部族の連合国家であり、国王は領域に伯（グラーフ）を任命した以外は多くの部族の指導者（部族大公）を国王の家臣として安堵し、勅令（カピトゥラリア）を発して、その遵守を王直属の国内巡察使に監視させた。国王裁判所における裁判のために従来の慣習法が成文化された部族法典（サリカ部族法典、リプアリア部族法典、バイエルン部族法典など）では、部族内の生じた紛争の解決にあたり部族慣習に由来する自力救済（フェーデ）を回避させるためには、裁判で加害者側が被害者側に定められた賠償金を支払わせて和解する方法が採用される。例えばサリカ部族法典では次のような規定が置かれる。「誰かが乳飲み子の子豚を盗みそれが彼について証明された場合は彼は120デナリウスすなわち3ソリドスの責ある者と判決されなければならない」（第2章第1条）

「誰かが他人を殺そうとして打ち損じた場合、彼は2500デナリウスすなわち67ソリドスの責任があるものと判決されなければならない」（第17章第1条⁽⁵⁾）

近代法で犯罪行為として刑事責任を問われる行為が、損害賠償金、和解金（贖罪金）を支払うことで民事責任に留まると見ることでもある。このような刑事責任と民事責任の未分化を示すのがゲルマン部族法典である。殺人行為に対しても加害者は被害者側に対する贖罪金の支払い（人命金）の形で責任を負う。

同時期（7世紀）のイギリスのエセルバート王（ケント国王）法典と比較してみよう。

(5) 久保正播「西洋法制史料叢書2 サリカ法典」（創文社）より

「第6章傷害の罪、骨の露出が生じる場合には、3シリングで賄うべし」「第1章殺人の罪、誰かが人を殺害する場合には並みの人命金100シリングで償うべし⁽⁶⁾」ここでも犯罪行為に対しては刑罰でなく金銭賠償で臨む。被害者感情を鎮めることが目的だとしても、殺人の場合の賠償額は加害者個人で完払い可能か否か疑わしいほど高額であろう。いずれにせよ、不法行為が、国家の刑罰権の対象とされるに至っていない段階と解せられ、原始ゲルマン段階そのものでないとしてもこの時期のヨーロッパ在住のゲルマン人の法意識のあり方をそれなりに措定できるように思われる。

さらにリブアリア部族法典の規定を覗いてみることにする。「第2章、誰か自由人が自由人を、出血地に滴るがごとく殴打したる場合には彼は2倍の9ソリドス責あるものと判決されるべし。しかし彼が否認する場合には6人と共に宣誓すべし」

「第7章、殺人についてある人がリブアリア自由人を殺害したる場合には200ソリドス責あるもの判決せらるべし、またもし彼が否認する場合には12人と共に宣誓すべし⁽⁷⁾」

このリブアリア法典の規定は、上述のサリカ法典やエセルバート法典と同段階のゲルマン人法意識を表すものだが、看過できないのが宣誓補助者（6名から12名）による雪冤宣誓の存在である。被害者側からの訴えに対して加害者側は、加害者の属する親族（ジッベ）からの無実証明で応訴する。ジッベは自分達の名誉を守るために加害者の無実を主張しようとする。部族法典成立以前は、被害者ジッベから加害者に対する自力救済としての報復が有り得た。とくに殺人の際には、被害者ジッベの報復殺人が不可避だったであろう。今ではジッベの傷つけられた名誉感情を損害賠償金、和解金で鎮めようとする。無論、傷害よりも殺人の方

(6) 「西洋法制史料選Ⅱ 中世」(創文社)より

(7) 久保正播「西洋法制史料叢書1 リブアリア法典」(創文社)より

が宣誓補助者の人数は多い。

フェーデの抑止を部族法典に導入することは、王権が部族制に一定程度介入し公共秩序の維持者としての役割を果たすことを意味する。さらに王権の介入は、立証方法において聖職者による神判を採り入れている点にもあらわれる⁽⁸⁾。おそらくジッペの提出する宣誓補助者に偽誓が疑われる場合など、教会の協力で立証したものである。ジッペ関与の排除の動きはある。しかし王権は、ジッペ特有の法意識、堅い結束力、連帯感を崩す程度に、いまだ強力でない。さらに判決を決めるのは裁判官でなく参審人である。参審人は部族慣習法の中から判決を見出だすとされる(判決の発見)。部族制から王権に向けられている掣肘の度合いは強大である。

フランク王国がロイヤルファミリーの家系断絶で分割されて誕生した、フランスやドイツの国王の権力は、家臣たる部族諸侯により推戴された経緯から、イギリス——征服または王位継承戦争による王権誕生——のように磐石とは言い難く、理念的には国内最高の裁判官でありながら、現実には諸侯たる家臣達の私戦(部族的遺制のフェーデの残存)や犯罪を抑止する力に欠けていた。ドイツでは裁判権が国王の手から、領邦君主や自治を獲得した都市参事会に移行していった。無政府状態に抗するために、南フランスでは、司教が諸侯達と話し合っただけで協定を締結し一定期間、一定場所での和平を実現した(「神の平和」)。例えば教会への侵入、庶民からの掠奪、聖職者への暴行の諸行為は教会からの追放を受けるとする(10世紀末のシャルル司教区会議の決議)⁽⁹⁾。不法、犯罪行為が教会からの破門で威嚇されたのである。信者にとって教会に生殺与奪の権利を握られているわけで、この種の制裁予告は効果的である。

この教会主導の「神の平和」と似た手続きで、ドイツ国王(=神聖ロ

(8) リブアリア法典30章、31章に「火審と籤審」という神判が、宣誓補助者が見出だせない場合に立証手段として規定されている(同上書)

(9) 「西洋法制史料選Ⅱ 中世」(創文社)

ーマ帝国皇帝)が帝国内のフェーデ、掠奪、拉致などを禁止し、違反した場合は罰を課す(平和喪失刑として行為者自身の生命財産が保証されず、裁判にかけられる)。国内で領邦君主は最上級審として宮廷裁判所を構成し、下級審としてラント裁判所等を設置する。現実にはドイツ国内で、地域(ラント)の和平・治安維持は国王でなく、地方の領邦君主により担われることになる。都市は参事会が発生する犯罪に対して有効な制度を模索する。

多様性を包含する法の地域的な共同体が形成されていく。13世紀のドイツやフランスで地域法を成文化した法書が作成される(ザクセン・シュピーゲル, シュヴァーベン・シュピーゲル)。法書の時期に、既に職権により犯罪を捜査、容疑者を訴追する糾問主義が成立し、刑罰として死刑が登場する。「さて犯罪について、いかなる裁きがそれに下されるかを承知されたい。窃盗犯人はこれを絞首すべきである。しかし村内で日中に3シリングより少ない価額の窃盗が起こったならば、パウアーマイスターはそれをその日のうち裁いて皮髪刑または3シリングをもってこれを贖うことに処することができる」

「すべての謀殺犯人、鋤を強奪しまたは水車場・教会堂もしくは墓地から強奪を働いた者、放火謀殺人、背任した者、これらの者はいずれも車裂きにすべきである」

死刑の方法として他に首切、キリスト教に不信心の場合火刑が宣告される。

また次のような身体刑も適用される。「誰も他人を不具にしたりは傷つけた者は、彼がそれについて有罪とされるならば、彼から手が切り落とされる」また偽誓では舌が抜かれる。これらはハンムラビ法典に似た同害報復原理(タリオ)が刑事責任として適用されていて反映刑と呼ばれる。もちろん贖罪金による和解の規定も少数残っている。「口、鼻、舌と耳、男根、手と足、これらいずれにしても、ある人がそれを不具にされ、それを彼に賠償すべき場合、人はそれを彼に人命金の半分をもつ

て償わなければならない」宣誓補助者による雪冤宣誓は影をひそめてい⁽¹⁰⁾る。13世紀贖罪金による賠償原理が残っている点で部族制、ジッペが余力を残しているとみるべきか。都市法でこの点を検証する。

「もし誰かが殺人、強盗、窃盗あるいは暴行をおこない現行犯で逮捕された場合には有罪の判決を宣告されその責任に応じて死刑に処せられるべきである」と死刑が規定されていて、もし市外の者が市外の者を債務貨幣あるいはそのような事柄のためにわが市内で捕まえた場合には証言によってそれを証明することができず、にも拘らず告訴した場合に訴訟手続きが宣告するところに従い、被告は宣誓によって雪冤することができる。」以上はドイツのアイゼナーハの都市法規定であり、贖罪金制度⁽¹¹⁾がなく、雪冤宣誓がまだ残る。この他都市内における決闘の禁止規定がある。部族制は確実に変貌を遂げている。

2. キリスト教と刑事裁判

——異端審問制度 (Inquisition) と糾問主義

12世紀頃からヨーロッパでローマ・カトリックと異なる教義と信仰法を説く集団が現われて勢力を得て急速に広がる。フランスの商人バルドから生まれたバルド派は福音書にかなう清貧な生活をめざし、民衆に自ら説教もする。腐敗した教会に代わり、有徳の者が説教し秘蹟授与の権利をもつとする。聖書に書かれていないことは認めない。バルド派の信者はフランスからイタリア、ドイツ、オーストリアに広まった。ローマ教皇は異端の宣告をおこなった。多くのバルド派の信者が火刑に処せられる。

ほぼ同時期に南フランスにカタリ派 (アルビジョア派) と呼ばれる集団が現われた。

(10) 「西洋法制史料選Ⅱ 中世」(創文社)

(11) 同上書

現世は悪魔が作ったもので、人間は現世の物質的肉体的欲望の束縛から脱して天上に戻ることができる。カタリ派によれば教会も悪魔が作り出したものだ。ローマ教皇はカタリ派を異端として断罪し、直接カタリ派に説得を試みるが失敗におわる。彼らは断食と祈祷で「完全者」と呼ばれるようになり、その周りに彼らを慕い生活を支えて天上を夢見る一般信者がいる。13世紀初め教皇使節殺害を契機としてローマ教皇は、フランス国王や諸侯や聖職者に対してカタリ派殲滅の十字軍への参加を命じた（アルビジオア十字軍）。約30万人といわれる兵士（中にイギリス議会制度の創設に関わったシモン・ド・モンフォールの父親が参加し、カタリ派の投石機の岩が当たり戦死している）がカタリ派との悲惨な戦闘の末に目的を達成した。

従来異端は司教座の教会裁判所で個別に裁かれていた。しかしバルド派、特にカタリ派のようにローマ・カトリックの権威と教義を真向から否定する異端運動に対して有効に対処する制度設置は教権の俗権に対する優位を主張するローマ教皇にとって焦眉の急であった。1215年の第4回ラテラノ公会議で、世俗裁判における教会の関与（神判）が否定され、それと同時に、教会法上、異端に対する裁判への道が開かれた。⁽¹²⁾

その数年後、ローマ教皇は、異端摘発のための常設の異端審問官を置いた。各司教区に聖職者と俗人が配置され、異端の嫌疑を受けた者が、召喚され審問がおこなわれる。自白が有罪の証拠とされ、自白を引き出すために様々な拷問がおこなわれた。有罪の判決が死刑（火刑が多い）の場合は、身柄が世俗の裁判所に移される。異端摘発のためのマニュアルが作成される。この異端審問官として托鉢修道会（ドミニコ会、フランチェスコ会）のメンバーが任命されるようになる。⁽¹³⁾

キリスト教会におけるこのような異端に対する訴追制度の登場は、ヨ

(12) Sabine Buttinger *Das Mittelalter* (Theiss 2006). P. 130

(13) 以上キリスト教の異端について日本語文献として甚野尚志「中世の異端者たち」（山川出版社、1996年）を参照した。

ヨーロッパにおける刑事訴追制度の展開とキリスト教

ヨーロッパ世俗国家の領邦，都市での訴追制度の展開（弾劾主義から糾問主義へ，死刑を含む身体刑の出現）と理念においてメダルの表裏のような関係にある証拠としての自白重視は，現代裁判下では少からず問題があるが，行為者の弁識力（責任能力）認否への道筋をつける結果を生むことになる（この項続く）。